

年次	七間幅以上	四間幅以上	二間幅以上	一間幅以上	合計	工費	年次	七間幅以上	四間幅以上	二間幅以上	一間幅以上	合計	工費
明治二十九年	〇・八町	〇・九町	三・三町	一・二町	五・二町	七・六町	自明治二十六年	一・三町	〇・八町	三・九町	二・一町	八・一町	八・六町
同二十八年	〇・一町	一・三町	二・〇町	一・一町	四・五町	八・五町	自同二十五年	七・〇町	八・三町	二・五町	七・七町	四・九町	九・五町
同二十七年	〇・〇町	一・九町	一・九町	五・三町	九・一町	一・〇町	自同二十六年	三・三町	二・五町	六・六町	〇・八町	九・五町	一・〇町
同二十六年	〇・〇町	一・九町	一・九町	五・三町	九・一町	一・〇町	自同二十七年	三・三町	二・五町	六・六町	〇・八町	九・五町	一・〇町
同二十五年	〇・〇町	一・九町	一・九町	五・三町	九・一町	一・〇町	自同二十八年	三・三町	二・五町	六・六町	〇・八町	九・五町	一・〇町
自明治二十五年	二・〇町	四・〇町	二・六町	三・六町	三・〇町	三・〇町	總計	二・二町	三・〇町	四・八町	一・五町	六・九町	一・六町

第五三八

官有及民有地反別

明治二十九年十二月三十一日

地目	官有地	民有地	總計	地目	官有地	民有地	總計
田	〇・四九	二・二七・五六	二・二八・〇五	畑	二・八七・二〇	四・〇九・五八・二七	四・一二・四五・四七
宅	二・八七・二〇	四・〇九・五八・二七	四・一二・四五・四七	牧	一・四六・〇一	二・八六・〇九	三・〇〇・六九
地	二・八七・二〇	四・〇九・五八・二七	四・一二・四五・四七	場	三・六三・五・八二	八・五二・六二	一二・一六・一四
海產干場	一・七〇・〇一	二・四六・六六・〇	二・六三・六六・一	合	四・二二・九・五三	四・九二・六五・九五	五・一五・五五・四八
計	四・二二・九・五三	四・九二・六五・九五	五・一五・五五・四八	計	五・三〇・九・四〇	四・六四・六五・二〇	四・一八・七・八四
明治二十八年	二・二八・〇五	二・二八・〇五	二・二八・〇五	明治二十七年	二・二八・〇五	二・二八・〇五	二・二八・〇五
明治二十七年	二・二八・〇五	二・二八・〇五	二・二八・〇五	明治二十六年	二・二八・〇五	二・二八・〇五	二・二八・〇五
明治二十六年	二・二八・〇五	二・二八・〇五	二・二八・〇五	明治二十五年	二・二八・〇五	二・二八・〇五	二・二八・〇五
明治二十五年	二・二八・〇五	二・二八・〇五	二・二八・〇五	官有地ハ人民ヘ貸下料金徴收スベキモノ、ミナリ又官有地ノ田及民有地ハ材料未達ニ付前年ノモノヲ以テ填ム			

第五三九

耕地反別

明治二十九年

國	既田	新田	畑	合	計
後志島	二・一〇・一六	二・六町	九・〇七	二・二七・七	二・二七・七
石狩	一・六〇・九八	一・〇七・三三・五	二・六〇・〇七	四・六八・四二	一・三三・五四・二
天鹽	四・五	六・六四・四	一・八二・七	一・五三・〇	五・一四・五三・二
北見	二・七二・一	一・三三・七	一・二二・二	三・二八・〇	八・五二・一
膽高	一・〇四	四・七九・六・五	一・三三・七	六・九〇・二	一・五七・七九・二
十日勝	〇・八	一・二六・〇・三	一・六〇・一・八	三・〇六・一	七・五三・四
釧路	一・五六・一・五	一・三三・七	三・九六・七	六・八六・五	一・五七・七九・二
根室	一・二二・六・八	一・三三・七	五・七九	七・三六・〇	一・三三・八四・七
千島	三・三三・八	一・三三・七	一・二二・二	五・八九・七	一・三三・八四・七
總計	四・〇三・一一	八・〇〇・二	一・八七・七・四	一・五七・七九・二	一・五七・七九・二

本表千島國ノ内紗那外三郡ハ報告未達ニ付之ヲ闕ク

第五四〇

拂下地下與地及貸渡地反別

明治二十九年

國	拂下	平均代價	下與地反別計	貸渡	反別合計
後志島	一・二六・四	一・四一・五	〇・一五	三・九九	一・〇〇・一
石狩	〇・一七	一・一五	〇・一五	九・九七・四	一・〇〇・一
總計	一・四三・八	二・五七・〇	〇・三〇	一三・九六・九	二・〇〇・二

臺灣及北海道

官有及民有地反別

耕地反別

拂下地下與地及貸渡地反別